

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.228

(2021.07.19)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

### 「令和3年7月島根県大雨災害義援金」(島根県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年7月7日からの大雨により、県内において多数の住家被害が発生しました。島根県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年7月島根県大雨災害義援金

3 募集期間

令和3年7月16日(金)から同年3年9月30日(木)まで

4 主催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

5 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
①山陰合同銀行	津田支店	普通預金 2381238	社会福祉法人島根県共同募金会
②島根県農業協同組合	本店	普通預金 0007411	島根県共同募金会災害用
③ゆうちょ銀行	00930-1-325071		島根県共同募金会 令和3年7月大雨災害義援金

※①の口座は山陰合同銀行の本・支店及び地方銀行協会加盟銀行の本・支店の窓口での振込手数料は無料となります。

※②の口座は島根県農業協同組合の本店・支店の窓口での振込手数料は無料となります。

※③の口座は、ゆうちょ銀行の窓口での振込手数料は無料となります。

- 6 現金書留による義援金の送金について（現在準備中）  
（宛先）〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3  
社会福祉法人 島根県共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。  
※郵便料金は免除となります。

7 義援金の配分

島根県共同募金会でとりまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、島根県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

8 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱（別添）を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

9 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和3年7月16日から施行します。

10 問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会  
〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3  
TEL : 0852-32-5977  
FAX : 0852-32-5978